

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岩淵町五二八番地、最後の住所東京都北区岩淵町二五番三号朝日荘一〇一〇号 被相続人 亡 鈴木 良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都新宿区新宿二丁目一番五号パークサイドスクエア四階 御苑前総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松木 弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市中郷一六八一番地、最後の住所兵庫県加古川市平岡町二俣七五七番地の二 被相続人 亡 上坂 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番八号タカセビル本館八階リーガルストラテジー法律事務所 相続財産清算人 弁護士 権田 典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡二宮町一色一二七三番地五、最後の住所神奈川県中郡二宮町一色一二七三番地の五 被相続人 亡 橘川 雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県中郡二宮町二宮二〇〇番地三エヴィム二宮二〇一 ならない法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松下 純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区寺地五八〇番地五六、最後の住所新潟市西区山田三三九八番地一リーシェ黒崎山田 被相続人 亡 熊倉 京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

事務所新潟市秋葉区山谷町二丁目二四番二七号 ピアッツオオノ一号室 相続財産清算人 司法書士 帶瀬 利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市三浦町三〇一番地七一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 北川 克司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

石川県白山市宮永市町八二一 ラ・ビュール二〇一号 みなづき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 春田 仁志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑賀市曙町一番、最後の住所福岡県小浜市加茂第二号五二番地 ひまわり荘 被相続人 亡 亀田 義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

事務所福岡県小浜市生守第二号四一番地 相続財産清算人 司法書士 市村 達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字今井二五三九番地、最後の住所長野県松本市大字今井二五三九番地 被相続人 亡 櫻井 秀弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

長野県松本市大手三丁目三番四号田立屋ビル四階 弁護士法人大手門法律事務所 相続財産清算人 弁護士 淀 光儀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市庵町一三番地八〇、最後の住所岐阜県岐阜市庵町一三番地八〇 被相続人 亡 小川 和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

事務所岐阜県各務原市鵜沼各務原町二丁目一六番地 相続財産清算人 司法書士 掛橋 純平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市市木町二丁目一番地四、最後の住所愛知県あま市巾着津足川五三番地スベリア甚目寺二二〇二号 被相続人 亡 平松 伸政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号 FLEZIO LA四階 弁護士法人デミス 総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 平野 滋隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市布袋下山町南一四一四番地、最後の住所愛知県名古屋市中区緑区鳴海町宇宿地四五番地の一ファミリアーレ潮見が丘八〇六号 被相続人 亡 前田 雅浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階 弁護士法人大樹法律事務所 相続財産清算人 弁護士 和田 哲嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡精華町大字乾谷小字北里内四九番地、最後の住所京都府相楽郡精華町大字乾谷小字西ノ辻一番地二 被相続人 亡 鍛冶谷政紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三三四番地日昇ビル五階オリエンス法律事務所 相続財産清算人 弁護士 北峯 功三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区西加賀屋四丁目七六番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区西加賀屋四丁目七番二号 被相続人 亡 音吉嘉津代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三十日

大阪府中央区道修町三丁目一番六号K、シオノビル二階 相続財産清算人 弁護士 末永 貴寛

第60期決算公告

令和8年6月12日 札幌市白石区中央1条7丁目6-1

北海道電電輸送株式会社

代表取締役 原田 耕年

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	892,845
	固定資産	102,253
	資 産 合 計	995,098
負 債 部	流動負債	275,900
	固定負債	15,157
	資本	704,041
	剰余金	20,000
	利益準備金	684,041
	利益剰余金	5,000
	その他利益剰余金	679,041
負債・純資産合計		(70,258)
負債・純資産合計		995,098